

## 平成30年度 芦屋市奨学金受給生の募集について

芦屋市では、経済的理由により修学が困難な方を対象に、修学上必要な資金「奨学金」の給付制度を実施しています。

希望される方は下記のとおり申請してください。

なお、申込者多数の場合は、奨学金の必要度の高い方より順に選考しますので、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

### 1 申請資格（次のすべての要件を備えていること。）

- (1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又はこれに準ずる学校の高等部に在学し、在学期間が各学校の正規で最短の修業年限を超えていないこと。
- (2) 申請者の生計を維持する者（父母、父母がおられない場合は祖父母又は親権を行う者をいう。）が市内に居住していること。（住民登録が必要）  
ただし、高等学校の定時制に在学している方は、申請者が市内に居住し、独立の生計を営んでいることをもって足りる。
- (3) 申請者の生計を維持する者が失業中もしくは平成29年中の所得額が下記選考基準額以下であること。

| 世帯人員 | 選考基準額            | 備 考                                                                                                                                                        |
|------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 人  | 1 5 3 万円         | 1. 生計を維持する者と就学中の子及び未成年かつ未就労の子をもって世帯人員とする。<br>2. 家族構成に父、母以外に祖父母が同居していても祖父母は世帯人員に含めない。<br>3. 母子家庭・父子家庭については、4 5 万円を加算する。<br>4. 障がい者を扶養する世帯については、7 8 万円を加算する。 |
| 2 人  | 2 3 9 万円         |                                                                                                                                                            |
| 3 人  | 2 7 4 万円         |                                                                                                                                                            |
| 4 人  | 3 0 9 万円         |                                                                                                                                                            |
| 5 人  | 3 4 4 万円         |                                                                                                                                                            |
| 6 人  | 3 7 9 万円         |                                                                                                                                                            |
| 7 人  | 4 1 4 万円         |                                                                                                                                                            |
| 8人以上 | 一人増すごとに3 5 万円を加算 |                                                                                                                                                            |

※所得額とは、所得税法第22条第2項の規定に基づく総所得金額をいいます。

給与所得の場合は給与所得控除後の額、事業所得等の場合は必要経費控除後の額。

#### (4) 次に該当しないこと。 <次の方は給付を受けられません>

- ① 生活保護を受けている方。（※生活保護費より高等学校等就学費が支給されます。）
- ② 兵庫県の高校生等奨学給付金制度による第2子以降の給付額を受けることのできる方（通信制の高校に在学されている方は除く）。

※奨学給付金制度の詳細につきましては、学校又は兵庫県（兵庫県庁代表Tel078-341-7711）までご確認ください。

### 2 申請書類（次の書類を提出してください。）

- (1) 芦屋市奨学金給付申請書
- (2) 口座振込依頼書
- (3) 推薦調書
- (4) 平成30年1月1日現在他市に住民票があった方のみ・・・収入のある世帯員全員の平成30年度（平成29年分）市民税・県民税課税証明書  
※父母の両方に収入がある場合は、個々の市民税・県民税課税証明書が必要です。  
※平成30年1月1日現在に住民票があった市区町村の税務証明窓口で発行されます。
- (5) 生計を維持する者が失業中の場合は、「雇用保険受給資格者証」の写し

### 3 申請期間

平成30年6月29日（金）まで **期限厳守**

ただし、土・日曜日・祝日を除く。時間：午前9時～12時、午後0時45分～5時30分

※ 原則持参、郵送の場合は期限内必着のこと。

### 4 提出先

市内の公立高等学校に在学している方は、各学校に、その他の学校に在学している方は、芦屋市教育委員会管理課に提出してください。

### 5 給付額

給付額等は下記のとおりです。

| 学 校 種 別 |                     | 市町村民税所得割の額 |         |
|---------|---------------------|------------|---------|
|         |                     | 非課税世帯※     | 課税世帯    |
| 国公立     | ア 高等学校              | 月額         | 月額      |
|         | イ 中等教育学校後期課程        |            |         |
|         | ウ 高等専門学校（1～3学年）     | 1,500 円    | 5,000 円 |
|         | エ 特別支援学校の高等部        |            |         |
| 私 立     | ア 高等学校              | 月額         | 月額      |
|         | イ 中等教育学校後期課程        |            |         |
|         | ウ 高等専門学校（1～3学年）     | 3,000 円    | 7,000 円 |
|         | エ 特別支援学校又は準ずる学校の高等部 |            |         |

※ 兵庫県の奨学給付金を受けることのできる非課税世帯に属する方（第2子の額を受ける方を除く。）は、本市奨学金との併給が可能です。奨学給付金については、学校又は兵庫県（兵庫県庁代表TEL078-341-7711）までご確認ください。

※ 通信制の高校に在学している方及び兵庫県の奨学給付金を受けることができない方の給付額は「課税世帯」の額となります。

### 6 選考結果及び給付時期

申請者及び学校に対し、平成30年8月下旬に選考結果を通知する予定です。

また、認定者に対する給付については、4月から8月分を9月下旬に、9月から12月分を12月下旬に、1月から3月分を3月下旬に口座振込します。

### 7 受給生からの報告

次の事項に該当する場合は、速やかに市教育委員会管理課に報告してください。

- (1) 休学・転学・退学したとき
- (2) 住所・氏名・家庭状況等に変更があったとき

### 8 その他

- (1) 申請期間以降に芦屋市へ転入された方については、随時受付をしています。
- (2) 提出期限以降に申請された方は、申請日の属する月以降が交付対象となります。
- (3) 問い合わせ先

芦屋市精道町7番6号（市役所北館4F）

芦屋市教育委員会管理部管理課 TEL 0797（38）2085

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

**奨学金は年度ごとに申請が必要です**